

## 第54号議案

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和8年6月29日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野区受動喫煙防止対策条例の施行に伴い、歩行喫煙の防止及び路上喫煙禁止地区に係る規定を廃止する必要がある。

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する  
条例の一部を改正する条例

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例  
(平成10年中野区条例第46号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び歩行喫煙」を削る。

第1条中「及び歩行喫煙」及び「並びに区民等の身体及び財産の安全」を削る。

第2条第4号から第8号までを削る。

第4条第3号中「及び歩行喫煙」を削る。

第5条第2項を削る。

第6条第1項中「及び歩行喫煙」を削り、同条第2項及び第3項中  
「又は歩行喫煙」及び「及び歩行喫煙」を削る。

第8条を削る。

第9条中「又は前条第2項」を削り、同条を第8条とする。

第10条中「規則で」を「区長が」に改め、同条を第9条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する  
条例の一部改正)

2 中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する  
条例(平成17年中野区条例第11号)の一部を次のように改正  
する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則中「中第1条の規定は」を「は、」に改め、「、第2条の規

定は規則で定める日から」を削る。